

第 15 回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

- ◇ **開催日時** 平成 22 年(2010 年)10 月 15 日 (金) 14 時 30 分～16 時 20 分
- ◇ **場 所** 横須賀市役所 消防局庁舎 3 階第 2 会議室
- ◇ **議 事**
1. 委員長の選出について … 2 ページ
 2. 委員長職務代理者の指名について … 2 ページ
 3. 専門部会委員の指名について … 2 ページ
 4. 景観重要樹木の指定について (審議) … 2 ページ
 5. 屋外広告物条例改正の「パブリック・コメント(素案)」について(報告) … 5 ページ
- ◇ **出席者**
- 委員 6 人
委員長・曾根幸一、国吉直行、小林正美、富澤喜美枝、中島隆之、
吉田慎悟 (欠席 2 人 田口敦子、安田孝至)
- 事務局 5 人
都市部長・加藤登美夫、市街地整備景観課長・関根謙二、
主査・桑島正明、主査・加藤英明、主任・近藤明、主任・中川衛
- ◇ **傍聴人** 0 人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 8 人のうち 6 人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。会議の冒頭、委員長を選出し、委員長が議事進行をした。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、中島委員と吉田委員に指名があった。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、事務局の説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 委員長の選出について

本年7月1日から新しい任期を迎えた本審議会委員について、都市部長から委嘱書を交付した。続いて、横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、曾根委員を委員長に決定した。

2. 委員長職務代理者の指名について

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として吉田委員に指名があった。

3. 専門部会委員の指名について

委員長から、景観審議会規則第4条第1項に基づき、専門部会委員として国吉委員、小林委員、吉田委員に指名があった。

なお委員長から、来年度に予定している当審議会と屋外広告物審議会の統合にあたり、屋外広告物の案件があった場合、専門委員の構成はどうかとの質問があった。これに対し事務局から、案件によって関係委員の出席をお願いすることとなる旨回答した。

4. 景観重要樹木の指定について（審議）

（1）事務局から説明

事務局から資料1に基づき、5カ所の候補案を示した。今回は樹種をサクラとし、長浦小学校、山崎小学校、明浜小学校、荻野小学校、追浜中学校を対象とする内容になっている。

景観重要樹木の指定は今回で3回目となり、第1回の指定候補を選定の際に26カ所が挙げられ、おおむね今後3年間ですべての候補を指定することが想定されている。

（2）質疑・意見等

■意見（曾根委員長）

最初の4カ所を選定したときは、シンボリックな大きな木が対象となっていた。今回は並木状の木が対象となっている。景観樹木だから、本来、対象としては学校内だけでなく、民家の庭にあるものも含むものだが、子どもに身近な景観に対する意識をはぐくませるため、まずは学校から始めようとした趣旨のものである。

●質問（小林委員）

今回はサクラを対象としているが、今後はどのような方針を持っているのか。またなぜ残りの候補を一度に指定しないのか。

○事務局回答

継続的な啓発を考えているからである。指定の際にも、テーマを設けて、

興味を持ってもらえるよう工夫している。

●質問（委員長）

残りの候補には指定されないものもでてくるのか。

○事務局回答

場合によってはありうる。樹木の成長が思わしくなかったり、病害が発生したり、または学校の管理者の異動により考え方が変わったりするなどのケースもある。

■意見（小林委員）

候補案が市民から挙がってくるようになれば、増えていくであろう。

■意見（委員長）

対象を校外に広げていくような戦略も考えたほうがよい。

■意見（吉田委員）

当初の考え方としては、いきなり民間のものを指定しづらかったということがある。学校の次にすぐ民間ではなく、公園や駅前広場など多くの人の目につく公共空間を対象とする考え方もある。次回からはそのように広げていってもいいかもしれない。

■意見（委員長）

少しずつ広げていって、民間までというストーリーがよいかもしれない。

●質問（中島委員）

市民が景観重要樹木の指定について知る機会としては、市の広報紙やホームページということになるだろう。実際、自分は広報紙で知った。この制度を知らない人からすれば、学校の樹木を指定するものだと勘違いされている恐れもある。メッセージを市民に分かりやすく告知していく手段はないか。

○事務局回答

誤ったメッセージを与えないよう、今後は分かりやすい広報に努めていく。

■意見（富澤委員）

サクラは今回対象となった学校以外にも象徴的なものがある。また市立学校だけでなく、湘南短期大学や防衛大学校にもある。並木状でないといけないということか。またすでに名木・古木などに指定されているものでも景観重要樹木としての指定はできるのか。民間樹木の指定を最後にという順番では、市民に行き届かないであろう。

■意見（委員長）

市民に分かりやすくということは大切である。入りやすいところから入ったということか。

■意見（富澤委員）

行政がやりやすいところから、という印象である。

○事務局回答

市立学校へのアンケート調査の結果から決めた経緯がある。方法はいくつあろうが、第一段階として始めたものである。民間のものについて指

定の提案などがあれば、調査をして指定に向けて動いていきたい。

■意見（委員長）

行政サイドの中だけでなく、神社仏閣や里山の樹木など、市民生活に根差したものも必要であろう。

○事務局回答

行政がやりやすいところからという指摘はそのとおりである。PR方法をしっかり見直し、制度を伝え、理解してもらい、民間の樹木や学校以外の公共のものに広げていきたい。

■意見（国吉委員）

次の展開をどうするか、どういうものを指定していくのかというシナリオを早急につくる必要がある。

■意見（小林委員）

公募するという方法もある。

■意見（委員長）

イベント的な方法は効果が上がる。

■意見（国吉委員）

まち歩きをして樹木を探すツアーがあってもいいかもしれない。

■意見（委員長）

仕掛けが必要である。

■意見（富澤委員）

市の観光ボランティアツアーは人気があると聞く。樹木のツアーもそこに組み込んでもいいだろう。制度が活用されていく方法を考えてほしい。

■意見（委員長）

検討委員会をつくるなりして、具体的に考えてほしい。

■意見（吉田委員）

指定されても何ももらえるわけではない。指定されたら、周囲の建物の景観も合わせるよう整備するなどのインセンティブが必要であろう。

■意見（委員長）

施設を管理している部署に依頼文などを出してもらう必要がある。

■意見（吉田委員）

写真を見せて説得するという方法もある。

○事務局回答

すぐにとということではなく、塗り替えの時期に合わせてなどの依頼になる。

■意見（中島委員）

指定したらそれっきりというのではなく、子どもたちが考えるきっかけを与えるようにしなければならない。自分が子ども時代に見たものはいまだに心に残っていて、職業にも結びついている。

○事務局回答

表示板を設けたり、パンフレットを配ったりしている。今後はより浸透するよう努める。

■意見（委員長）

子どものころの映像は死ぬまで残るといわれている。校長が集会などで全校生徒に伝えるなどしてもよいだろう。

■意見（中島委員）

写真だけでなく、子どもが描いた樹木のスケッチなどがあると、親しまれるのではないか。

■意見（国吉委員）

地域でミニシンポジウムなどを開催してもよいだろう。

■意見（委員長）

イベント開催やお願いによるものなど、手段はいくつもあるだろう。これからの作戦を考えてほしい。われわれ委員も応援していきたい。

○事務局回答

検討した結果について、またご意見をいただければと思う。

■意見（富澤委員）

樹木指定の広報紙への掲載は、桜の季節に間に合うようにしたほうがよい。

■意見（委員長）

事務局はこれらの意見の趣旨を踏まえて、景観重要樹木の活用について、前向きに検討してほしい。

それでは、事務局から示された5カ所の景観重要樹木の指定について、承認するということでよろしいか。

■意見（各委員）

よい。

■意見（委員長）

審議事項の景観重要樹木の指定について、承認する。

5. 屋外広告物条例改正のパブリック・コメント（素案）について

（1）事務局から説明

景観審議会と屋外広告物審議会の統合案を含む屋外広告物条例の改正（素案）のパブリック・コメントについて、資料2により10月8日（金）～11月8日（月）の期間中、意見募集をしている旨、事務局から報告した。

なお、前回6月の本審議会のときには、バナーや広告協定についての案も計上していたが、地元商店街との話を詰めてからの検討事項とすることとしたため、今回の改正案からは除いている。

（2）質疑・意見等

●質問（富澤委員）

「カレーの街」ののぼり旗などはどのような扱いになるのか。

○事務局回答

公共的なものは適用除外となっている。

- 質問（富澤委員）
商店街にいつも出しっぱなしになっているものもあるが。
- 事務局回答
手続きが取られていないものである。
- 質問（吉田委員）
取り締まるのは大変かと思う。屋外広告業の登録制度に変わると改善されるのか。
- 事務局回答
ここでいっているのは、設置業者のことである。
- 質問（吉田委員）
登録業者なのか否かはどのように分かるのか。
- 事務局回答
登録業者を記載した台帳を公開する。
- 質問（委員長）
業とはどういう内容か。
- 事務局回答
広告物をつくるだけの者は業にあらず、設置する者が業にあたる。また請負関係が成立していることも要件になる。
- 質問（国吉委員）
自身で設置する場合、登録の必要はあるのか。
- 事務局回答
業の登録は必要ないが、大きさによっては許可が必要となる。
- 質問（委員長）
道路上に置かれている置き看板は違反なのか。
- 事務局回答
違反物件である。
- 質問（富澤委員）
パトロールなどはしているのか。
- 事務局回答
パトロールと簡易除却を行っている。ボランティアの広告景観推進協力員との月に1回のものほか、委託業者が週に1回行っている。
- 質問（中島委員）
パチンコ店のLED照明は、明度差があつて危険だ。既存不適格となるものについての対応はどのようにするのか。
- 事務局回答
経過措置を設け、改修のタイミングなどまでは認めていこうという考え方である。
- 質問（委員長）
市で一番困っていることは何か。
- 事務局回答
道路上の看板、のぼり旗、置き看板などの違反広告物である。歩行者に

とって支障があるものである。

●質問（吉田委員）

歩行者がそのような違反広告物でけがをした場合はどうなるのか。

○事務局回答

過去に1件の事例があったが、民・民の話し合いで解決した。

●質問（委員長）

屋上に設置するもので過去に苦情などはなかったか。

○事務局回答

ない。広告物への苦情でいえば、LEDの広告が出始めた当初にまぶしいという苦情が2件あったが、その後は聞いていない。

■意見（中島委員）

動く映像広告には公共上、好ましくないものも多く含まれる。自分自身そう感じてはいるが、とりたてて苦情を言ったことはない。潜在的に不快に思っている人は多いのではないか。

●質問（富澤委員）

例えば、クリスマスシーズンの歩道などをまたぐ電飾なども広告物にあたるのか。

○事務局回答

広告物にはあたらない。道路管理者の許可を受けて設置するものである。

■意見（委員長）

規制しすぎるとまちのにぎやかさがなくなる。一時的なものと恒久的なもの分け方が難しい。

■意見（富澤委員）

セクショナルリズムな指導にならないよう行政内で調整をしてほしい。

○事務局回答

広告物だけで判断はせず、道路管理者の許可が得られたものについて許可しているので、調整はできている。

■意見（吉田委員）

広告物があるからにぎやかだとは一概にいけない。人の目線の高さにはにぎやかさを演出し、上部には規制をするといったようなメリハリをつけることが肝要である。こうしたことで都市としての品格が演出される。

○事務局回答

今回の改正案には景観審議会と屋外広告物審議会の統合も含まれている。広告物を単独で考えるのではなく、景観の観点からも議論していただけたらと思っています。

●質問（国吉委員）

置き看板の許可に個数の制限はないのか。

○事務局回答

ない。現状、置き看板に高さの制限がなく、可動式のもので高さのある物件が出てきた場合には非常に危険である。そのため条例に規定しようとするのが今回の改正案の内容である。

■意見（委員長）

本議事は報告であるため、ほかに質問などがなければこれで終了する。

以上

議事録署名委員

議事録署名委員
